

## ビルマ

### 諸外国の信教の自由に関する報告書（2008年）

国務省民主主義・人権・労働局 発表

ビルマは1962年以来、非常に抑圧的で独裁的な軍事政権に支配されてきた。大規模な民主化デモが軍隊によって容赦なく鎮圧され、憲法が廃止された1988年以降、憲法に基づく信教の自由の保護は行われていない。1990年には自由かつ公正な選挙により、民主化支持の諸政党で過半数を獲得したが、軍の上級幹部による暫定政権は、選挙結果を認めることを拒否し、それ以来、立法機関を置かないまま法令によってビルマを支配してきた。政府当局は、登録済み宗教団体の大半の信者が信者自らの選択に従って礼拝を行うことをおおむね認めていたものの、ビルマ政府は特定の宗教活動に制約を課し、信教の自由の権利を頻繁に侵害した。

本報告書の対象期間においては、ビルマ政府が信教の自由を制限付きで尊重する状況に変更はなかった。宗教活動および宗教組織は、表現、結社および集会の自由に対する制限を受けた。ビルマ政府は、宗教組織を含め、事実上すべての組織の会合と活動に対する監視を続けた。人権と政治的自由を促進しようとする仏教僧侶の取り組みをビルマ政府は組織的に制限した。2007年9月には、仏教僧侶らによる平和的な民主化デモが政権によって暴力的に鎮圧された。こうしたデモへの対応として、治安部隊が僧院を襲い、僧侶を逮捕した。9月のデモに関与したと考えられた僧院を含め、既存の礼拝所が政府高官によって破壊されたり、少数派の宗教団体による新規礼拝所の建設や既存施設の修理が妨害、禁止されたりするケースもあった。また、政府は、特に民族的少数派に対し、他の宗教よりも上座部仏教を積極的に推進した。キリスト教団体およびイスラム教団体においては、既存の礼拝所の修理または新規礼拝所の建設に関する許可の取得に苦勞する状況が続いた。政権はムスリムの活動を厳重に監視し続けた。その他の仏教以外の少数派団体の信仰に対する制約もビルマ全土で継続された。非仏教徒を強制的に改宗させた事例については新たな報告がないものの、ビルマ政府は、学生および貧困若年者に対して仏教に改宗するよう圧力をかけた。一般的に、仏教への信仰または改宗は、政府および軍の上級幹部への昇進の前提条件となっている。

本報告書の対象期間においては、多数派の仏教徒と、少数派のキリスト教徒・イスラム教徒との間で社会的緊張が続いた。以前の報告書期間とは対照的に、マグウェ管区におけるムスリムと仏教徒との間の紛争は報告されていない。南アジア系の市民（多くがムスリム）に対しては幅広く偏見が存在した。公的な宗教差別は制限されたものの、仏教徒に対

する事実上の優遇は依然として残った。

アメリカ合衆国政府は、政府高官、宗教指導者、民間人、学者、他国の外交官、および国際的な企業やメディアの代表を含め、社会のあらゆる層とともに、信教の自由を提唱した。大使館の代表らは現地の非政府組織（NGO）および宗教指導者を支援するとともに、支援なしでは孤立してしまう人権NGOや宗教指導者との情報交換のため橋渡し役を務めた。1999年以降、アメリカ国務長官は、信教の自由に関して特に深刻な侵害があるとして、ビルマを「諸外国の信教の自由に関する法律」に基づく「特に懸念される国」に指定している。米国政府は、ビルマの人権侵害を理由に、同国に対して広範囲に及ぶ一連の制裁措置を課している。

## 第I部 信者の分布

ビルマの面積は26万1970平方マイル、人口は5400万人以上である。国民の大多数が上座部仏教を信奉する。ただし、実際には、国民の間で広まっているビルマの仏教は、占星術、数霊術、運勢判断、および「ナツ」と呼ばれる仏教以前の時代の土着の神々への信仰と共存している。見習い僧を含む仏教僧侶は40万人以上で、衣服、毎日の食べ物の布施など、必要な物資については、在家信者に依存している。女性出家者の数はごく少数である。主な少数派宗教団体には、キリスト教徒（バプテスト、ローマカトリック、英国国教会信者、および多くの他のプロテスタント系）、イスラム教徒（ほとんどがスンニ派）、ヒンズー教と、および伝統的な中国の宗教と土着宗教の実践者などがある。公式統計によると、人口の90%弱が仏教、6%がキリスト教、4%がイスラム教を実践している。これら統計は非仏教徒の比率をほぼ確実に過小評価しており、その比率は30%には上ると想定される。独自の学術調査ではイスラム教徒の比率が6~10%とされている。ラングーンの小きなユダヤ社会にはシナゴグが1か所あるが、約25人のユダヤ教信者のために礼拝を行う駐在のラビはいない。

ビルマは民族的に多様な国で、民族と宗教の間には相関性がある。上座部仏教は、多数派のビルマ族のほか、東部、西部および南部の少数民族であるシャン族、アラカン族およびモン族の間で主流となっている宗教である。キリスト教は北部のカチン族、西部のチン族およびナガ族で主流の宗教で、その一部は伝統的土着宗教の実践も続けている。プロテスタント団体の報告によると、チン州のアニミスト社会の間でプロテスタントが最近急速に拡大している。また、カレン族およびカレニ族の多くは仏教徒だが、南部と東部のカレン族およびカレニ族の間ではキリスト教が幅広く実践されている。さらに、一部のインド系もキリスト教徒である。ヒンズー教は、主要都市および南中央地区に集中するインド系ビルマ市民が主に実践している。イスラム教が幅広く実践されている地域は、ラカイン州

(この州では、イスラム教が少数民族ロヒンギヤの主要宗教である)ならびにラングーン管区、エーヤワディ管区、マグウェ管区およびマンダレー管区(これらの管区では、一部のビルマ族、インド系およびベンガル系がイスラム教を实践)である。中国系少数民族は一般に、伝統的な中国の宗教を实践している。伝統的土着信仰は高原地域のごく小規模な民族集団によって幅広く实践されている。これら土着信仰から派生した宗教的実践は、特に農村部などで、国民に普及した仏教儀式において幅広く残っている。

## 第 II 部 信教の自由の現状

### 法と政策の枠組み

ビルマは 1962 年以来、非常に独裁的な軍事政権に支配されてきた。1988 年以降は、現在の軍事政府、すなわち「国家平和開発評議会 (SPDC)」が憲法も立法府もおかずに統治を行ってきた。2008 年 5 月、ビルマ政府は、同政府の憲法草案が全国的な国民投票を経て承認されたと発表した。多くの外交オブザーバーおよび人権団体は、公正さと透明性の点でこの国民投票を批判し、その結果の有効性を疑問視した。この憲法が発効するのは、2010 年に予定される議会選挙後となる予定だ。

国民会議の開始から 14 年を経た 2007 年 9 月、ビルマ政府は、同会議を閉会した。国民会議は新憲法の採択に向けた政府の 7 段階の「ロードマップ」の一部だった。最終会議の閉会后すぐに、政府は憲法の草案作りの指針となる 104 の原則を示したリストを発表した。2007 年 10 月、ビルマ政権は憲法草案委員会の委員 54 人を任命した。2008 年 2 月 27 日、予定される憲法承認の国民投票に関する法律を公布した。この法律は市民と大半の少数民族に投票資格があると定めているが、政治囚を含め、服役中の聖職者と個人は排除された。

2008 年 3 月後半、ビルマ政府は憲法の草案を発表した。憲法草案は「仏教は市民の大多数が実践する信仰として特別な地位を有する」旨を特に認めているが、憲法の発効予定日現在にビルマ国内に「存在」する宗教として、キリスト教、イスラム教、ヒンズー教およびアニミズムも認めている。憲法草案では、ビルマ政府は「政府が認める宗教に対して支援と保護を提供する」旨が定められている。憲法草案の文言は、宗教に基づく差別を禁止するとともに、「公共の秩序、道徳性、保健、および憲法の他の条文に従うことを前提として」信教の自由を定めている。憲法草案では、聖職者による公職への立候補が禁止され、「政治的目的による宗教侵害」が禁止されている。

当局に登録した宗教団体の大半の信者は、信者自らの選択に従って礼拝を行うことがおおむね認められている。ただし、ビルマ政府は、特定の宗教活動に制約を課し、信教の自

由の権利を頻繁に侵害している。

1948年の独立以来、少数民族地域の多くが反政府抵抗軍の拠点となってきた。ビルマ政府は1989年以降、大半の武装民族集団との間で停戦合意の交渉を行ったが、シャン族、カレン族およびカレニ族の活発な反政府暴動は続いた。政府軍と、カレン族の主要な反政府グループ、カレン民族同盟（KNU）との間で断続的な戦闘が発生し、カレンの村々への複合的な軍事攻撃も行われた。歴代の文民政権および軍事政権には、信教の自由が国家統一または中央権力を脅かすかどうかという観点から、信教の自由をとらえる傾向があった。

ビルマには正式な国教はない。しかし、独立以来、歴代の文民政府および軍事政府は仏教を支援し、政府と仏教とを顕著に結びつけてきた。1961年には、仏教を国教にしようとする政府の取り組みが、宗教的少数派による全国規模の抗議によって頓挫した。しかし、実際には、ビルマ政府は、政府による僧院への寄付や仏教の伝道活動への支援など、正式なプロパガンダや国家主催の活動を通じて、上座部仏教への優遇を示し続けている。軍人および公務員の昇進は一般的に、仏教徒であることが条件となっている。宗務省には、有力なササナ促進普及局（ササナは仏教の教義という意味）などがある。

国の支配下にあるニュースメディアが頻繁に取り上げるのは、政府高官が仏教僧に敬意を払う姿や全国のパゴダに寄進する姿、パゴダの開設、改築、復元または維持のセレモニーを政府高官が執り行う姿、さらに、全国の仏教寺院の建設、修理のため、金銭、食べ物および無報酬労働の表向きは任意の「人民からの寄進」を政府高官が取り仕切る姿である。国の支配下にある新聞では、仏典から引用したスローガンを一面の大見出しに掲載するのが通例である。ビルマ政府は仏教の宗教的指導の書籍を出版している。

正式な公の休日には、数多くの仏教の祭日のほか、少数のキリスト教、ヒンズー教およびイスラム教の祭日も含まれている。ビルマ政府が通常、国民の祝日として祝うのは、タバウンの満月の祭り、4日間のティンジャン祭、仏教の正月、カソンの満月の祭り、ワソの満月の祭り、タディンジュの満月の祭り、タザウンダインの満月の祭り、クリスマス、イデュル・アルフワハ、およびディーパバリを国民の祝日としている。

すべての公立小学校では、国の定める強制学習カリキュラムに仏教の教義が今でも含まれている。児童は仏教の指導を履修しない選択をすることが可能で、実際に履修しない事例も時折あった。公立学校のすべての生徒は毎日、仏教の祈りを唱えることが求められている。一部のイスラム教徒はこの祈りの間に教室を退出することが認められているが、非仏教徒にこの祈りを強いる学校もある。

ササナ永続普及局は、ビルマ政府と、仏教僧侶および仏教学校との関係を管轄する。ビルマ政府は、国の主催する**国家僧侶調整委員会**（「サンガ・マハ・ナヤカ委員会」の頭文字をとって、SMNC という）の管理の下、仏教僧を教育するラングーンとマンダレーの2つの国立のサンガ大学への資金提供を続けている。ビルマ政府が資金提供したラングーンの**国際上座部仏教伝道大学**（ITBMU）（1998年設立）には、「我が国の仏教の知識を世界の人々にも広める」という明文化された目的がある。指導時の主要言語は英語である。また、政府は、上座部仏教について非市民に教えることを意図した大学1校にも資金を提供している。

1960年代以降、キリスト教団体およびイスラム教団体は宗教文献の輸入に苦勞してきた。宗教的、非宗教的なものにかかわらず、すべての出版物は今でも、管理と検閲を受けている。現地語に翻訳された聖書の輸入は違法である。現地語によるコーラン（内部使用に限るものであると認識）を含め、宗教資料の限定数を、政府検閲官の事前承認なしで現地で印刷または複写することは高官により時折認められてきた。

宗教組織か否かにかかわらず、事実上すべての組織が、ビルマ政府への登録を義務づけられている。政府の指令では、「本物の」宗教組織は正規登録が免除されている。しかし、実際には、登録組織でなければ財産の売買や銀行口座の開設ができないため、大半の宗教組織が登録しようとする。宗教組織は宗務省の承認を得て内務省に登録する。登録宗教団体の指導者は、認知されていない組織の指導者やその集会への参加者に比べ、より自由に旅行することができる。

市民と永住者は、政府発行の国民登録証（NRC）を携行することが求められており、国民登録証には、帰属宗教と民族が記載されることが多かった。身分証に個人の宗教を記載するかどうかについて、一貫した基準はないようだ。旅券には持参人の宗教が記載されていないが、市民は旅券などの文書の正式な申請書で自らの宗教を記載することが求められた。

## 信教の自由に対する制限

ビルマ政府は信教の自由に対する現行の法的制約を選択的におおむね執行した。ビルマ政府は引き続き上座部仏教への優遇を示す一方で、組織を支配し、仏教僧侶（サンガ）の活動と表現を制限した。一部の僧侶はこうした支配に抵抗した。1990年サンガ組織法に基づき、ビルマ政府は、政府の認めた9つの僧院を除き、仏教僧侶による組織を禁じた。この9僧院は、僧侶によって間接的に選ばれた委員からなるSMNCの権威に従属する。この禁止事項への違反については、即座の公の僧籍剥奪による処罰のほか、刑事罰が下ること

も多い。

国営メディアの報告によると、参加がしばしば義務づけられる国営の大規模組織である連邦団結発展協会（USDA）は、仏教文化に関する研修課程を作成し、数百万人がそれに参加したという。この報道内容を独自に検証することは不可能である。

原則一般の人には開かれているはずの ITBMU が、政府当局から承認された志願者または政府寄りの上級仏教僧院長から推薦された志願者のみを受け入れたとの報告があった。

ビルマ政府は、宗教組織を含め、事実上すべての組織の会合と活動に潜入し、それを監視した。宗教団体の会合および活動は、表現および結社の自由に関する幅広い政府の制約も受けた。政府は、宗教関連の出版物などすべてのメディアと、場合によっては説教を管理、検閲した。政府は時折、宗教団体の集会に干渉した。

チン州のキリスト教会はしばしば、宗教儀式の開催許可を 2～3 か月前に要求する必要があったが、当局はその要求をおおむね承認した。

当局は頻繁に、伝統的なキリスト教とイスラム教の祝日を祝う集会の開催許可の要求を承認せず、しかも 1 か所に集うイスラム教徒の数を制限した。たとえば、ラングーン周辺の衛星都市では、イスラム教徒は主要なイスラム教の祝日期間中に礼拝と宗教研修のために集うことだけが許されている。

ビルマ政府は、少数派宗教団体の信者を引き続き差別し、それらの教育活動、改宗および礼拝所建設を制限した。

ビルマ政府当局は一部の地域で、キリスト教聖職者の改宗を引き続き禁止した。複数のキリスト教団体の報告によると、本報告書の対象期間中、新たな郡に引っ越そうとした有名なキリスト教の聖職者の居住許可申請が地方当局によって拒否されることが数回あったという。これら団体によると、これは幅広く行われている慣行ではなく、個別のコミュニティや地方当局によって左右されるものだという。キリスト教への新規改宗者の国民登録証（NRC）が地方当局により没収されたケースも一部にはあったと言われている。こうした状況にかかわらず、キリスト教団体は、ビルマ国内の仏教が主流の地域でも、教会の会員数が増加したと報告した。

2007 年、ラングーン地域の当局は、いくつかのキリスト教の家庭教会を、宗教的会合の開催許可を得ていないとの理由から閉鎖した。それ以外のラングーンの家教会は、地方

の役人にわいろを支払った後でのみ運営できる状態が続いた。同時に、当局は「公認」教会の建設承認の取得を不可能にしないまでも、困難にした。

国の検閲当局は、聖書とコーランおよびキリスト教とイスラム教の一般の出版物の現地での出版に対し、特別な制限を引き続き実行した。最も厄介な制限は、「現地固有の用語」であるか、仏教の文献で古くから使われているパーリ語からの派生語であるとの理由により、キリスト教とイスラム教の文献での使用が検閲官により認められない 100 語の禁止用語リストだった。これらの用語の多くは、植民地時代からビルマのキリスト教団体とイスラム協団体の一部で使用され、受け入れられてきたものだ。仏教以外の宗教的な文章を翻訳、出版する組織は、こうした制限に異議申し立てを続けてきた。さらに、検閲官は時々、非信者に対する暴力の使用を承認するものと考えられるとして、旧約聖書とコーランの文章に反対した。近年では、宗教的文献の保持を理由にした逮捕および訴追の報告はない。

また、当局はビルマ国内に持ち込まれる聖書とコーランの冊数を制限した。ただし、本報告期間中には、個々人が私的利用のため少数の聖書とコーランを国内に引き続き持ち込んだ。国境の入国地点で当局によりコーランが押収または没収されたとの報告はないが、宗教指導者らは郵便局員がコーランを盗んで闇市場で売りさばいていると訴えた。

ビルマ政府はすべての聖職者による改宗を妨害した。これらの制限は、一部のキリスト教系およびイスラム教を含め、伝道を行う宗教に最も影響を及ぼした。政府が外国人宣教師のほぼ全員を追放し、すべての私立の学校と病院を国有化した 1960 年代半ば以降、政府は、恒久的な外国の宗教伝道団による国内での活動を一般に認めてこなかった。政府がこうした広範囲な没収に関連して一切補償金を支払わなかったことは知られていない。カトリックやプロテスタントなどのキリスト教団体は外国人の聖職者および宗教労働者を観光目的で入国させてきたが、その活動が改宗であるとビルマ政府に認識されないよう注意を払ってきた。いくつかの聖書学校とマドラサ（イスラム教学校）とともに、一部のキリスト教神学校も運営を続けた。これら団体の一部はミャンマーキリスト教協議会に登録していないが、政府の干渉を受けずに礼拝を行うことができた。2008 年 5 月にビルマを襲ったサイクロン・ナルギスの後のケースのように、ビルマ政府は、外国の宗教団体メンバーによる人道支援目的の入国を認めた。

ビルマの市民と永住者が多くの基本的な政府サービスを受けるためには、政府発行の国民登録証 (NRC) を携行する必要がある。NRC には宗教と民族が記載されることが多い。ムスリムは NRC と旅券を受け取るため、多額のわいろをしばしば支払わなければならない。ビルマ族のムスリムの支払額は、他の民族的少数派集団の出身のムスリム（主にインド系またはベンガル系）に比べ低い。ビルマの土着民族集団の一つに帰属すると自称するムス

リムについては、当局が NRC の発行を拒否することが多かった。2007 年以降、政府当局は、NRC を保持しないムスリムの大学生が卒業式に出席するのを禁止するようになった。これらの学生は授業に出席して試験を受けることは許可されたが、NRC がなければ卒業証書を発行してもらえなかった。これら学生は「外国系」の少数派民族だと自称しない限り、NRC を取得できなかった。土着民族集団出身のムスリム学生の多くは、真実の民族的アイデンティティを否認しない限り卒業証書をもらえなかった。

ロヒンギャのムスリムには NRC の発行を受ける資格がなかった。ロヒンギャのムスリムは本質的に不法滞在外国人として取り扱われているが、外国人登録証 (FRC) も発行してもらえなかった。その代わりに、政府は、ラカイン州北部の無国籍者 (その大多数がロヒンギャ) に臨時登録証 (TRC) を発行する国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) のプログラムを継続した。UNHCR の試算では、このプログラムにより、2007 年に約 3 万 5000 件の TRC が発行され、それに加えて 4 万 8000 件が 2008 年 1~5 月に発行された。ビルマ当局は、TRC を申請するムスリムにひげなしの写真を提出するよう強く求めた。当局は、村長などイスラム教の信仰をもつ政府職員がひげをはやすことを認めず、すでにひげをはやしている職員を解雇した。また、当局は多くのロヒンギャ以外のムスリムをビルマ市民と認めなかった。ビルマ政府の国民投票法によると、ロヒンギャの TRC 保持者は 2008 年 5 月の憲法に関する国民投票での投票資格を有したが、多くの外交オブザーバーおよび NGO は、ロヒンギャが投票するのをビルマ政府は実際は許可せずに、彼らの票を集計したと考えている。

2006 年、ある著名なイスラム教組織が、ラカイン州平和発展協議会議長、地域軍司令官および宗務省に対し、ラカイン州でのロヒンギャのムスリムの結婚制限を撤廃するよう求めた。本報告期間の終了時において、同組織はまだ回答を受け取っていない。

ラングーンでは、ムスリムは新生児の出生証明書を通常取得できるものの、地方当局は、ムスリムが世帯の戸籍に新生児の氏名を掲載することを許可しなかった。

ロヒンギャおよびイスラム教徒のアラカン人が故郷の町を出て旅行することは理由にかかわらず、当局により一般に許可されなかった。ただし、わいろによって時折許可が下りることもあった。非アラカン人のイスラム教徒の方が旅行の自由をより多く認められたが、彼らも許可を申請する必要があり、わいろの支払後に許可が下りるのが普通だった。ラングーン在住のムスリムはラカイン州タンドウェのビーチ・リゾート地区を訪問することはできたが、地域軍司令官の署名がなければラングーンに帰ることができなかった。お金のある人はラングーンに戻るため地方の高官にわいろを渡すことができた。ラカイン州外に住むムスリムがラカイン州の他の地域を訪問した場合には、自宅に戻るための旅行が禁止されることが多かった。

ロヒンギャは初等教育より上の国立学校に入学できず、市民サービスの仕事に就くこともできなかった。高校を終了したラカイン州のイスラムの学生には、カレッジや大学への入学のためのラカイン州外での旅行許可が下りなかった。高校卒業をしたロヒンギャの生徒は、市民証の提示により卒業証書を受け取る旨が記載された文書を、卒業証書の代りに受領するが、ロヒンギャがそのような市民証を受け取るのは不可能である。

バングラデシュの難民キャンプに残る約 2 万 5000 人のロヒンギャのイスラム教徒の多くは、宗教的迫害などの人権侵害をおそれて、帰国を拒んだ。

ビルマ政府は、ビルマの制限的な旅券・査証発行の慣行、外為管理および政府による監視（宗教にかかわらず、全市民によるすべての国際的な活動にまで拡大された）に従うことを条件に、すべての宗教団体の信者が他国の同一宗教の信者との結びつきを構築、維持し、宗教的な目的で海外旅行することを認めた。メッカ巡礼に出るイスラム教徒またはブッダガヤへの巡礼に出る仏教徒については、巡礼者の数が制限されるものの、ビルマ政府が、負担の多い旅券発行手続を手早く処理することも時々あった。2007 年にメッカ巡礼に出たイスラム教徒は 2500 人と見られ、2006 年より 500 人少なかった。約 300 人が政府主催の旅に出た。ラカイン州在住のロヒンギャは政権から旅券と出国許可を得るのが困難であるため、メッカ巡礼に出られたのはわずか 180 人だった。2007 年にブッダガヤへの巡礼を果たした仏教徒は、2006 年と同様、2000 から 2500 人と試算されている。

全国のイスラム教徒のほか、その他の民族的少数派団体（中国系やインド系など）は、故郷の町を離れた場合、郡の当局から事前許可を取得するよう求められることが多い。

ラカイン州のイスラム教徒および特に少数民族ロヒンギャのイスラム教徒は、最も厳しい形での法的、経済的、教育的および社会的差別を引き続き経験した。ビルマ政府は、ロヒンギャの祖先がイギリス植民地統治の開始時にビルマ国内に居住していなかったとされており、そのためビルマ国籍法の要件を満たさないことを理由に、ロヒンギャへのビルマ国籍の付与を拒否している。ロヒンギャはイギリス人の到着時より数世紀前から現在の地域に住んでいていると主張している。2007 年 4 月、5 人の国連特別ラポルトゥールおよび 1 人の独立の専門家が、国際的人権義務の遵守を徹底するため、1982 年国籍法を撤廃または改正するようビルマ政府に要請した。ビルマ政府は中等教育をビルマ国民のみに認めているため、市民権のないロヒンギャは国立の学校で中等教育を受けることができない。

1988 年以降、ビルマ政府はラカイン州北部のロヒンギャが主に住むマウンダウ郡およびブチダウン郡で、1 つの村につき年間 3 件の結婚しか認めておらず、いずれのケースも地域

軍司令官の証人が必要である。

ムスリムも出生証明書の取得が困難となっている。ラカイン州シットウェーのある地方高官は2005年、同地区で誕生したムスリムの新生児に関する出生証明書の発行を禁止する命令を口頭で出したと報告されている。

タンドウェーには当初からの居住者であるムスリムがまたいるが、ムスリムの新参者はその郡内で不動産を購入、または居住することが認められていない。ムスリムはグワおよびタウングブに住むことが許されていない。

非仏教徒は公共部門の上層レベルで引き続き雇用差別を経験した。これまで長官以上のレベルに昇進した非仏教徒はほとんどいない。国軍では、少数のキリスト教徒が海軍中佐の地位に就いたとの報告があるものの、フラッグランク（将官旗を掲げる資格のある海軍将官）の地位に就いた非仏教徒はいなかった。最大野党の国民民主連盟（NLD）は、国内の大半の宗教団体に所属する個人により支援されているものの、NLDの中央執行委員会には非仏教徒は含まれていない。ビルマ政府はイスラム教徒による軍への入隊を妨害し、また、少佐以上の地位への昇進を望むキリスト教徒またはイスラム教徒の軍幹部は、上司から仏教への改宗を勧められた。軍への入隊を望むイスラム教徒の一部は、改宗は求められていないものの、出願書に自らを「仏教徒」と記載しなければならなかったとの報告もある。

ビルマ政府は少数派宗教団体による宗教施設の建設を引き続き制限した。また、宗教センターおよび宗教学校の破壊も許可した。

宗務省はかつて、新規の宗教施設の建設許可は「その場所の人口によって決定する」と定めたが、パゴダの建設と、さらなる仏教の礼拝所への需要との間には、相関関係がないようだ。大半の地区では、脇道沿いや他の目立たない場所に小さな礼拝所を建設しようとするキリスト教団体とイスラム教団体が、地方当局から非公式の承認だけを受けて、建設できる状態だった。しかし、地方当局からの非公式の承認は、法的位置付けをあいまいにした。地方の当局者や条件が変わると、非公式の建設承認は突如撤回され、建設が停止された。当局が既存の教会の建物を破壊したケースもあった。

キリスト教団体はほとんどの地区で、土地の購入許可や新しい教会の建設許可の取得に引き続き難儀した。教会が適切な不動産証書を所持していないとして当局が拒否することも時々あったが、ビルマの土地に関する法律が複雑で政府がほとんどの土地の権利を有するため、正規の土地の権利を取得するのはきわめて難しかった。地域によっては、既存の

礼拝所の修理許可が比較的取得しやすいこともあった。チン州では、州当局が 2003 年以降、新しい教会の建設許可を出していない。イスラム教徒の報告によると、新たなモスクの建設は全国どこでも当局に禁止され、既存施設の修理、拡張許可の取得も非常に困難だった。モン州モウラミヤイン、ラカイン州シットウェーなどの歴史的モスクは、当局が日常的な保守を認めないため、老朽化が進んだ。2007 年初め頃、ラカイン州北部のムスリムが、嵐で大きな被害を受けたモスクを修理したが、これに気付いた当局は、モスクの修理部分を破壊した。仏教団体は、新たなパゴダ、僧院またはコミュニティ宗教ホールの建設許可の取得にあたり、これと同じような困難は経験していない。

ラングーンのインセイン郡のミャンマー神学校 (MIT) は、ビルマ全土のバプチスト派のための主要な神学校である。入学者数の急増に対応するため、MIT は 2004 年、新しい教室の建設と建設資材の購入のため資金を募った。政府高官らは最後の最後で、建設許可の付与を拒否した。それから 4 年が経ち、山積みの建設資材はまだキャンパスに放置され、白カビとホコリがたまっている。これとは対照的にビルマ政府は、仏教の学校を公然と支援し、大規模なキャンパスの建設も許可している。

ビルマ政府の国境保安部隊は、ラカイン州北部のモスクに対する任意の「視察」を続け、モスク職員にモスク運営許可書の提示を求めた。モスク職員が許可証を提示できないと、その信者たちはモスクを破壊するよう命令された。

モスク内部の改造が認められる場合もあったものの、ムスリムが既存モスクの修理許可を取得するのは極めて困難な状態が続いた。ラカイン州の一部では、当局がモスクに非常線を張り、イスラム教徒によるモスク内での礼拝を禁じた。

## 信教の自由の侵害

ビルマ政府は仏教僧侶 (サンガ) を支配する取り組みを続けた。政府は、僧侶が「仏教に矛盾する活動および仏教にとって不利益となる活動」を行っていないか審問にかけ、刑事罰の執行を伴う行動規程を僧侶に課した。政府に反対する低層の仏教僧を政府は躊躇なく逮捕、収監した。刑務所では僧侶は僧籍を剥奪され、俗人としての取扱いを受けた。一般的に、彼らは僧院規程にしたがって剃髪することが許されず、食事も与えられなかった。他の政治囚と同様、頻繁に殴られ、重労働を強制された。また、ビルマ政府は表現および結社の自由に対する特別な制限を僧侶らに課した。僧侶は政治に関する説教を行うことが許されなかった。法話には、政治的見解を反映した単語、表現および物語を盛り込むことができなかった。ビルマ政権は僧侶に政治、政党または政党员から距離を置くよう言い渡した。ビルマ政府は、**国家僧侶調整委員会**の管轄の 9 つの国家公認僧侶団体を除き、サン

が組織を禁止した。ビルマ政府はすべての僧侶に政黨員になることを禁じた。

2007年11月5日、当局はウ・ガンビラを逮捕した。同年10月17日には彼の弟 **コアウンチャウチャウ** が逮捕されていた。ウ・ガンビラは全ビルマ僧侶連盟の指導者の一人で、2007年9月の平和的な民主化要求デモの開催を手助けしたとされた。ウ・ガンビラと弟は、最長3年の服役刑となる **非合法結社法** 違反の容疑をかけられた2008年1月まで、何の容疑もなく拘束された。2008年2月、ウ・ガンビラと弟は再び、タイとビルマの国境を許可なしで往来したとして移民法違反の容疑をかけられた。この容疑で有罪になると、最長5年の服役となる可能性がある。

全ビルマ僧侶連盟は、予定されていた国主催の宗教試験をボイコットするよう僧侶に促す文書を発行したが、一部のメディアが報じたように国民投票のボイコットは求めなかった。この文書はまた、僧侶に2007年9月の衝突を想起させるものであり、体制からの施しの受取拒否を継続するよう求めるものだった。

ビルマ政治囚支援協会の試算によると、僧侶主導の平和的な民主化要求デモへの報復として、保安部隊が2007年9月26日から12月31日の間に少なくとも52か所の僧院を襲撃した。反対派の活動家および僧侶の報告によると、兵隊が夜間に僧院に押し入り、催涙ガスを使用してゴム弾を発砲し、こん棒や竹杖で僧侶を殴ったという。国際NGOの試算では2007年9～10月に少なくとも150人の僧侶が逮捕されているが、2007年末時点では、それ以上の僧侶が僧院から失踪したと報告されている。

2007年11月15日、約150人のUSDA会員、地元当局および警察がラングーンの新ューダゴン郡の僧院を襲撃して僧院のお金を盗むとともに、**ウ・サンダ・ワラ** という僧侶を拘束した。メディア報道によると、ビルマ政権はこの地域の39か所の僧院から僧侶を追放しようとしたとのことで、その原因は土地をめぐる対立だったとされた。

2007年11月には、9月のデモに参加したために収監された青年僧は、老僧に比べ、尋問時の殴打によるケガが深刻なようだと報告があった。

2007年10月4日には、南オッカラパ郡の2か所の僧院が襲撃された。

2007年10月、ングウェチャーヤー僧院の僧侶のトップを含め、約90人の僧侶が、**カバエイ** 僧院群のある僧院で拘束され、その場で尋問を受けた。見習僧の多くが逮捕を見込んで脱出し、それ以外の者は両親に連れ戻された。

2007年9月、ビルマ政権は仏教僧の主導した平和的デモを暴力で鎮圧した。9月の民主化要求デモの後、政権が僧院および一般家庭を何度も夜間に襲撃したとの証言が複数ある。ラングーンでは、警察の締め付けが始まった9月26日以降、多くの僧侶が僧院から失踪したと地元の証人、メディアおよび外国の外交官らが報告している。9月のマンダレーの弾圧はラングーンのそれに比べ穏便だったと報告されている。他のビルマ市内の都市と同様、モウラミヤインでも僧侶が姿を消しており、報告によると、家に帰るよう命令されたという。

2007年9月24日、トゥラ・マウン宗務大臣は、国家サンガ宗教委員会に対して、抗議活動の停止を僧侶らに促すよう指導し、デモが続く場合には政権によって措置が取られると警告した。政府高官らは他の仏教指導者を訪ね同様の警告を行ったと報告されているが、それでもデモは続いた。

2007年9月後半から10月前半にかけて、外国の外交官らとメディアがいくつかの地元の僧院を訪問し、その多くが損害を受け、無人に近い状態になったことを確認した。2007年9月28日、ジャーナリストと外国の外交官らがラングーンのングウェチャーヤー僧院を訪問したが、そこで目にしたのは、竹のこん棒、暴動を制圧するための軍事用品、破損した窓、そして僧院の寮の床に残された血の海だった。

2007年9月27日、保安隊はラングーンのングウェチャーヤー僧院に夜明け前の襲撃を行った。警察と兵隊が僧侶を殴り、財産を破壊したとの証言がある。約70人の僧侶が連行された。襲撃に伴い、現金や宝石などの貴重品が紛失したとの報告がある。その日の昼間、宗務省の役人が戻ってきて、残された僧侶らに対し、襲撃の証拠を処分し、別の僧院に移るよう要請した。僧侶らがそれを拒み、地域住民が集まってきて僧侶らを支援すると、兵隊と警察が戻ってきて実弾を発砲し、群集を追い散らした。目撃者らがマスコミに語ったところによると、18歳のザヤー・ナイン・オーを含め、少なくとも2人が銃撃で死亡した。同様の襲撃がチャイクカサン、モエカウンおよびマハーバワディでも報告された。

2007年9月26日、兵隊と警察はラングーンの少なくとも6つの大規模僧院を襲撃し、マギン僧院の指導者サヤダ・アインダカートを含め、約100人の僧侶を逮捕した。

2007年9月5日、当局はマグウェ管区パッコクで警告射撃を行い、約300人の仏教僧侶の平和な行進の列を追い散らした。目撃者の報告によると、僧侶らは喜捨を集め、平和と抑圧停止のための祈りを捧げていた。3人の僧侶が拘束されたが、その日のうちに解放された。翌日、地元の僧侶らが警察と地元の役人に謝罪を求めた。役人らが地元の僧院を訪問したが公的に謝罪しなかったため、僧侶らは役人の車に火をつけ、数時間にわたって役人

らを僧院で拘束した後、無傷のまま解放した。外交官および人権オブザーバーの多くは、このパッコクでの出来事が、その後の 2007 年 9 月の僧侶主導による民主化支持の抗議行動につながったと考えている。

2004 年以來、本報告期間中においても、**火曜礼拝グループ**の名称で知られる在家仏教徒グループは、ランゲーンのシュエダゴン・パゴダで、NDL 指導者アウンサンスーチーの解放を祈る集会を毎週火曜日に開催しようと試みていた。当局は時々、体制寄りの USDA を動員して、グループがパゴダ境内に入るのを阻止し、門の外で祈らせたり、大声で叫んだり拍手をしてお祈りの声をかき消したりした。

2007 年 10 月 12 日の朝、火曜礼拝グループの指導者**ナウ・オウン・フラ**が当局によって一時的に拘束された。彼女はその日のうちに解放されたが、ランゲーン近辺で 1 年間閉じ込められると聞かされた。このような移動制限により、彼女は火曜礼拝グループのキャンペーンを指導できなくなっている。彼女はこれに先立つ 2007 年 9 月 18 日にも逮捕されており、その後まもなく解放されている。

2007 年 1 月、ナウ・オウン・フラと火曜礼拝グループがランゲーンのシュエダゴン・パゴダの中に入ろうとしたとき、USDA 会員らは彼女らを言葉と暴力で攻撃した。目撃者らの報告によると、約 100 人の私服の男性がナウ・オウン・フラの周りを取り囲み、彼女と他の礼拝グループ会員に直ちに立ち去るよう要求したという。彼女らが立ち去らずにいると、USDA 会員らが礼拝グループ会員の数人を殴ったのだという。その場にいた制服を着た警察官らは攻撃を制止しようとはせず、しかも、当局はこの事件について調査もしなければ、ナウ・オウン・フラから提起された訴えについて審議も進めなかった。

2006 年 7 月、ラカイン州タンドウエの当局は、**ウ・シュウェ・マウ**村の仏教僧院の僧院長**ウィラ・タ**とその助手の**タン・カケサ**を逮捕し、僧院を閉鎖して、59 人の僧侶と見習僧を強制的に立ち退かせた。地元の情報筋によると、僧院長が当局からの寄付の受け取りを拒んだか、当局のために宗教儀式を行うことを拒んだことが逮捕の原因だったという。さらに、当局は、僧院長が僧侶と見習僧らに民主主義の話をすることで地元の安定を危うくしているうえ、僧院長は NLD 支持者で、数年前にアウンサンスーチーが当地を訪問した際、それを手助けしたと主張した。亡命者が中心となった政治囚支援協会（AAPP）は、さまざまな容疑で収監されている仏教僧侶は 86 人だと試算した。この AAPP の試算を検証することは不可能だった。信仰を理由に収監された非仏教徒の数は不明である。報告されたところによると、当局は通常、逮捕と同時に僧侶の僧籍を剥奪し、通常の囚人と同様に扱い、しかも拷問を加えていた。刑務所当局は不敬にも、僧侶としての肩書きでなく、名前で僧侶ら呼んだ。

ビルマ北西部のサガイン管区に旅行中のアウンサンスーチーとその護衛（NDL と連携した僧侶らを含む）が、ビルマ政府と連携した部隊から攻撃された 2003 年以降、アウンサンスーチーは収監または自宅軟禁されてきた。ビルマ政府は犯罪者に僧衣を着させて、待ち伏せ攻撃を行わせたとの報告がある。2008 年 5 月 25 日、ビルマ政府はアウンサンスーチーの自宅軟禁期間をさらに 1 年延長した。

地方の文民・軍事当局は、聖職者の逮捕、家庭教会の閉鎖および宗教礼拝の禁止など、キリスト教団体に対する措置を取り続けた。

2007 年 1 月には、世界キリスト教徒連帯（CSW）が、10 年以上にわたるビルマ政府による国内のキリスト教徒への制約、差別および迫害についてまとめた報告書を発表した。その後、宗務省は国内の宗教組織に対して、CSW との関係を否定する声明を国営メディアで発表するか、CSW 報告書を非難するよう圧力をかけ、さらに、ビルマ国内に宗教差別が存在するという考えを否定するよう圧力をかけた。

カチン州では、仏教徒の居住者がごく少数か皆無のキリスト教コミュニティで、当局が仏教寺院を建設し、寺院建設用ブロックなどの資材を運搬する強制労働をキリスト教徒に課そうとした。2006 年 9 月、カチン州ライザのカチン独立機構本部近くで、政府高官がパゴダの落成式を行った。カチンの情報筋の報告によると、そのコミュニティに仏教徒は居住していなかった。ラカイン州北部では、仏教徒の人口比が約 2% であるにもかかわらず、当局がロヒンギャに仏教寺院建設の手伝いをさせるよう頻繁に強制した。

2008 年 3 月 30 日、軍はラカイン州マウンダウの 11 人のイスラム教コミュニティ指導者を逮捕した。逮捕された中には、ミャンマー・イスラム教徒連盟マウンダウ地区長のウ・タン・トゥン（別名ムハンマド・ソリン）、コミュニティ指導者のトゥン・アウン博士、および地元の実業家ウ・ニラマドらがいた。当局はこの逮捕について一切説明していないが、この地域でイスラム教徒の政治活動が組織されているとのうわさを当局が極端に疑った結果ではないかと地元住民らはメディアに話している。逮捕された 11 人の指導者の状態について何も発表されていないが、本報告期間の終了時点においてまだ拘束されたままだと考えられる。

2006 年 1 月、ラテダウン郡のパダウク・ミイン、マラ・ミインおよびタザ・ミインという 3 つの模範村のため、周辺の少なくとも 10 か所以上の村の出身のイスラム教徒ロヒンギャが、建設資材を運ぶよう軍に強制されたと訴えた。タンドウェ、グワおよびタウングブなど、ラカイン州の特定の郡は、1983 年に政府令により「イスラム教徒ゼロ地帯」であると

宣言された。

SPDC 当局は、仏教徒ビルマ族に少数民族地域に引っ越すよう奨励または強制することにより、少数民族の人口を引き続き「希釈化」した。ムスリム人口の多いラカイン州北部では、当局が「模範村」を建設し、釈放されたビルマ族の元犯罪者を国内の他地域から連れてきて住ませた。

仏教の寺院または記念建造物を建設、修復および保守する国主催プロジェクトに金銭、食べ物または資材を寄付するよう、政府高官が特に農村地域の仏教徒および非仏教徒に強要したとする、信頼に足る報告が、ビルマのさまざまな地区から引き続き届いた。ビルマ政府は強要を否定し、これらの寄付は、善を施すという仏教の考えに沿った「自発的な喜捨」だと主張した。2006年4月には、ラシオの当局が仏教寺院の建設のため多額の寄付を商人に強要しようとしたことが報告されている。キリスト教徒の商人はこれを拒否し、集まった資金は当局の目標を大きく下回った。

### 強制改宗

米国から誘拐または不法に連れ去られた未成年の米国市民を含め、強制改宗の報告はなく、その米国市民の米国への帰国を許可しないという報告もなかった。

当局は強制改宗キャンペーンから大幅に後退したと見られるものの、他の手段を使って非仏教徒を仏教に改宗させようとしたとの証言が引き続き届いた。キリスト教徒チン族は、仏教の学校や僧院に通うよう圧力を受け、仏教に改宗するよう奨励された。キリスト教徒チン族の報告によると、地元当局は仏教徒の学生のみが入学できる高校を運営し、その卒業生は政府の仕事に就けると約束した。キリスト教徒がこの学校に入学するには仏教に改宗しなければならなかった。亡命したチン族の人権団体の主張するところによると、地元政府の役人はチン族のキリスト教徒の子どもたちを仏教の僧院に預け、そこで両親の知らないうちに、または両親の同意を得ないうちに、子どもたちに宗教的指導を施し、仏教に改宗させてしまったという。また、ビルマ政府が同じような方法でサガイン管区のナガ族を仏教に改宗させようとしていることを示す報告もあった。

### 第 III 部 社会的虐待と差別

仏教徒が優遇され、インド系（特にロヒンギヤのイスラム教徒）への偏見が幅広く存在する状況が、多数派の仏教徒と、少数派のキリスト教徒およびイスラム教徒との間の社会的緊張の主な原因となった。

過去数年間とは対照的に、本報告期間中には、マグウェ管区でムスリムと仏教徒とが衝突したとの報告はなかった。正式な宗教差別は少なかったが、仏教徒の事実上の優遇は依然として残っていた。ラングーンのユダヤ人 8 世帯から、反ユダヤ主義行動の報告はなかった。

ビルマ政府は少数の私立の学術機関およびそのカリキュラムを厳しく規制した。同様の規制は、仏教僧院が母体の学校、キリスト教神学校およびマドラス（イスラム教学校）にも拡大した。本報告期間中、ビルマ政府は個人指導を厳しく取り締まり、それを禁止しようとした。個人指導講師で NLD 支持者のアウン・ペ（Aung Pe）は今も収監されており（劣悪な健康状態だと報告されている）で、2005 年の個人指導法違反容疑で 3 年間の刑に服していた。

カレン民族同盟（KNU）から分裂した仏教徒によって、政府寄りの民主カレン仏教徒軍（DKBA）が設立された 1994 年以降、DKBA と、キリスト教徒が主流を占める反政府の KNU との間で武力衝突が続いている。DKBA にキリスト教徒が所属しているとの報告があり、KNU に仏教徒も含まれているものの、これら 2 つのカレン族団体の間の武力衝突は強烈的な宗教的含みをもった。キリスト教に改宗した村人を DKBA 幹部が追放することが続いているとの報告も未確認ながら存在する。

#### 第 IV 部 米国政府の政策

ビルマ政府が言論、報道、集会および移動（外交官の旅行を含む）を制限しているため、信教の自由を含め、ビルマ国内の人権状況に関してタイムリーで正確な情報を入手するのが困難となっている。虐待に関する情報は事件発生後数か月または数年後にやっと入手できることが多く、その検証も困難または不可能であることが多い。

アメリカ合衆国政府は包括的人権促進政策の一環として、ビルマ社会のあらゆる部門と連絡を取りながら信教の自由を促進し続けた。本報告書の対象期間中、大使館幹部らは、政府高官や軍幹部、一般市民、学者、他国政府の代表、および国際企業や国際メディアの代表らとともに、信教の自由が改善されることの重要性について議論した。大使館の代表らは、仏教団体、キリスト教団体およびイスラム教団体の指導者ら（民族的少数派の宗教指導者、神学部教授、および他の宗教関係の組織や NGO を含む）と定期的に会合をもった。これらの会合には、これら宗教団体間の相互理解と寛容の構築を目指し米国代理公使宅へ定期的に関係者を招くことが含まれた。

大使館の代表らは、ビルマ政権から妨害されない場合に、アウトリーチと現地訪問によって、NGO および宗教指導者を支援し、また、支援なしでは孤立してしまう多くの人権 NGO および宗教指導者との間で情報交換を行った。少数民族ロヒンギャの代表が、大使館のアメリカンセンターで開催された、英語と時事問題を学ぶ研究会に参加した。アメリカンセンターは、ビルマ国内の信教の自由の侵害に関する米国政府や各種 NGO の声明、報告書を定期的に翻訳し、訪問者の多いセンターの図書館を通じて配布した。身分証明書を持たないロヒンギャに対して TRC が公正に、かつ、わいろや不当な要件なしで発行されるようにするため、UNHCR は移民人口省と協同で対策を開始しようと取り組んでおり、米国政府はこの取り組みに資金を提供した。さらに、大使館は、教育と教員研修に携わる仏教、イスラム教およびキリスト教の NGO と緊密に協力した。

1999 年以降、アメリカ国務長官は、信教の自由に関して特に深刻な侵害があるとして、ビルマを「**諸外国の信教の自由に関する法律**」に基づく「特に懸念される国」に指定している。信教の自由の侵害を含め、ビルマの人権状況がぜい弱なため、米国は、ビルマ政権に対して広範囲に及ぶ制裁措置を課した。これら措置には、ビルマ政府の特定の人物およびビルマ政府の政策によって利益を得ている人たちを対象にした制裁が含まれる。米国はまた、国際金融機関によるビルマ政府へのあらゆる支援に反対し、諸外国政府にも同様の措置を取るよう促した。米国の制裁措置には、ビルマからの輸入禁止、ビルマへの金融サービスの輸出禁止、ビルマ政府への二国間援助の禁止、ビルマへの武器輸出の禁止のほか、米国からビルマへの投資と輸出を支援する一般特惠制度（GSP）の優遇措置や、海外民間投資公社（OPIC）および米国輸出入銀行（EXIM）の金融サービスを停止することなどがある。また、米国政府は、対ビルマ貿易の積極的な促進を停止し、政府と軍の上級幹部およびその直近家族へのビザの発給を制限し、米国内の SPDC の資産を凍結した。1997 年 5 月以降、米国市民によるビルマへの新たな投資は禁止されている。

2008 年 9 月 19 日発表